

ラオスにおける貴金属の輸出入業に関する合意について

2021年3月5日

One Asia Lawyers ラオス事務所

1. 背景

ラオスでは、貴金属に関する主な法令は、2008年3月17日付「外国為替及び貴金属管理に関する国家主席令」及び2010年4月2日付「外国為替及び貴金属管理に関する国家主席令実施に関するガイドライン」の二つがあります。上記の法令において規定される貴金属は、ラオス中央銀行の管轄下にある「国際間の支払い使用される地金（延べ棒）」を指しており、それ以外の貴金属に関する詳細な規定はありませんでした。



今回、商工業省は、「貴金属の輸出入業に関する大臣合意（以下、合意）」を2021年2月26日付で発行しています。同合意においては、貴金属には、地金は含まれておりません。貴金属の定義、輸出入に必要な許可等について、次の通り、解説致します。

2. 貴金属とは

同合意第3条によると、貴金属とは「銀や金の装飾品、ダイヤモンド、真珠、貴石、プラチナ及び貴石から作られたその他の物」と定義されており、下記表のHSコード¹（7102, 7103, 7104, 7110, 7111, 7113, 7114, 7115, 7116）の分類に基づいています。

但し、ラオス中央銀行が管理する装飾品の形式ではない、地金、金塊、銀地金、銀塊及び鉱山・エネルギー省が管轄する鉱石から作られる貴金属は含まれません。

HSコード	商品の名称
7102	Diamonds, whether or not worked, but not mounted or set.
7103	Precious stones (other than diamonds) and semi-precious stones, whether or not worked or graded but not strung, mounted or set; ungraded precious stones (other than diamonds) and semi-precious stones, temporarily strung for convenience of transport.
7104	Synthetic or reconstructed precious or semi-precious stones, whether or not worked or graded but not strung, mounted or set; ungraded synthetic or

¹ 「商品の名称及び分類についての統一システム（Harmonized Commodity Description and Coding System）に関する国際条約（HS条約）」に基づいて定められたコード番号

	reconstructed precious or semi-precious stones, temporarily strung for convenience of transport.
7110	Platinum, unwrought or in semi-manufactured forms, or in powder form.
7111	Base metals, silver or gold, clad with platinum, not further worked than semi-manufactured.
7113	Articles of jewellery and parts thereof, of precious metal or of metal clad with precious metal.
7114	Articles of goldsmiths' or silversmiths' wares and parts thereof, of precious metal or of metal clad with precious metal.
7115	Other articles of precious metal or of metal clad with precious metal.
7116	Articles of natural or cultured pearls, precious or semi-precious stones (natural, synthetic or reconstructed).

3. 貴金属の輸出入業とは

海外から貴金属を購入して、ラオスに輸入後、卸・小売を行う又はラオス国内の生産者から購入し、海外へ販売するために輸出する事業と定義しています（合意第2条）

4. 貴金属輸出入業の実施要件

事業を実施するために必要な要件は、以下のとおりです（合意第5条）。

- （1）会社法に則り合法的に登記した法人であること
- （2）貴金属輸出入業の事業許可書を取得していること
- （3）事業を実施するための資金及び資金源が確実であり、登録資本金の最低30%以上が法人の銀行口座に預金されていること
- （4）事業実施者及び株主が犯罪歴、マネーロンダリング及びテロリズムに対する資金供与防止法第8条²に規定される違法行為に関連する前科がないこと

5. 事業許可証取得に必要な書類

² **Predicate offences** are all criminal offences which are the cause of money laundering including offences committed outside the territory of the Lao PDR that cause proceeds of crime. These include frauds, robbery or theft, murder and grievous bodily injury, kid napping, illegal restraint and hostage-taking, illicit trafficking in stolen and other goods, counterfeiting currency, forgery, counterfeiting and piracy of products, corruption and bribery, sexual exploitation including sexual exploitation of child, trafficking human being and migrant smuggling, illicit trafficking in narcotic drugs and psychotropic substances, illicit trafficking of war arms and explosives, participation in an organized criminal group and racketeering, terrorism including financing of terrorism, environmental crime, tax crimes, insider trading and market manipulation, smuggling (including in relation to customs), extortion, piracy and others.

事業許可証を取得するためには、以下の書類を揃えて商工業省輸出入局（以下、輸出入局）へ提出します（合意第 6 条）。事業許可証は、首都ヴィエンチャンの輸出入局のみでしか発行しておりませんので、ご注意ください。必要な書類を提出後、3 営業日以内に輸出入局は、許可証の発行の可否を審査して、申請者に結果を伝えます（合意第 7 条）。事業許可証は 5 年間有効で、条件を満たせば、更新も可能です。更新する場合は、期限が切れる 30 日前に手続きをする必要があります（合意第 9 条）。

- （1）輸出入局所定の事業許可証申請書
- （2）企業登録書の写し及び企業登録の際に提出した書類一式の写し
- （3）過去 90 日間の事業実施者及び株主の銀行口座取引明細書及びラオスにある商業銀行からの資金証明書
- （4）事業実施者及び株主の無犯罪証明書

以 上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 及び南アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 及び南アジア法務特化型の法律事務所です。

One Asia Lawyers ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 10 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。

各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal（藪本 雄登）

satomi.uchino@oneasia.legal（内野 里美）



藪本 雄登 One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイを中心にカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム（CLMV）の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種法的なサポートを行う。タイ国内案件、ベトナム国内案件、CLM へのクロスボーダー進出支援業務、M&A、コーポレート、労務、税務、紛争解決案件等を担当。

ビエンチャン日本人商工会議所事務局長（2015 年）、カンボジア日本人商工会労務委員（2014 年、2015 年）、盤谷日本人商工会 GMS 委員（2016 年-）、東京都中小企業振興公社の相談員（2017 年-）、中小機構相談員（2016-）等を歴任。yuto.yabumoto@oneasia.legal



内野 里美 弁護士法人 One Asia ラオス事務所

2016 年より One Asia Lawyers ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種法的なサポートを行う。

satomi.uchino@oneasia.legal